

市街地徘徊鳥獣対応ガイドライン

令和5年4月
令和7年11月改訂
令和8年4月改訂

徳 島 県

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	対象とする鳥獣	1
3	ガイドラインの適用を想定するエリア	1
4	基本的な対応方針	1
5	関係機関および連絡・連携体制	2
	(1) 関係機関	
	(2) 連絡・連携体制	
6	対応レベルの設定	3
7	各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担	4
8	追い払い、捕獲等を行う場合の留意事項	7
	(1) 追い払い	
	(2) 捕獲	
	(3) 緊急銃猟	
9	市街地徘徊鳥獣の出没や被害を予防するための備え	8
	【附属資料】	9
	◇市街地徘徊鳥獣通報受付票	
	◇各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担表	
	◇啓発チラシ（参考例）	
	◇出没対応の際の準備物リスト	
	◇捕獲を実施する際に必要な手続き	

1 ガイドラインの目的

近年、野生鳥獣が市街地や住宅地などに現れ、人身被害や、そのおそれが生じる事案が発生している。このような場合における県、市町村、警察署等の関係機関相互の連絡体制を整備するとともに、各機関がそれぞれの役割のもと適切に対応することで、鳥獣による人身被害の発生や拡大を防止することを目的として、このガイドラインを策定する。

なお、市町村によって組織体制、地域の環境、鳥獣の生息状況等が異なることから、市町村はこのガイドラインを指針として、それぞれの実情に応じた連絡・連携体制の整備に努めるものとする。

2 対象とする鳥獣

市街地に現れ徘徊する鳥獣のうち、人身被害や重大な交通事故を発生させる恐れのある中・大型哺乳類として、主にイノシシ、ニホンザルを対象とし、このガイドラインの対象とする鳥獣を「市街地徘徊鳥獣」と称することとする。

なお、ニホンザルについては、群れから離れて単独で行動する「ハナレザル」を対象とするものとし、群れで市街地に出没するニホンザルについては「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」に基づく個体群管理を行うものとする。

また、ツキノワグマについては、県内の生息数が極めて少ない状況にあり、地域個体群を長期にわたり保護していく必要があることから、別途定める「ツキノワグマ対応指針」に基づき、対応するものとする。

3 ガイドラインの適用を想定するエリア

鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居集合地域等」や幹線道路、教育施設、社会福祉施設等の公共施設の周辺に市街地徘徊鳥獣が現れた場合について、このガイドラインを適用するものとする。なお、対象エリアについては、以下「市街地等」と称する。

4 基本的な対応方針

市街地徘徊鳥獣への対応は、住民（現場対応する従事者を含む）の安全確保を最優先に、次の方針に基づいて行うことを基本とする。

- ・市街地等で鳥獣に遭遇したときの注意点について、平素より地域住民等への普及啓発を行う。
- ・市街地徘徊鳥獣の出没に関する情報について関係機関で共有するとともに、情報の速やかな発信に努める。
- ・人身被害の発生の危険が高まったときは、関係機関の連携のもと巡回や見守り活動を行い、市街地徘徊鳥獣についての情報収集に努めるとともに、出没情報を速やかに発信するなど、地域住民と市街地徘徊鳥獣との遭遇による危険の回避に努める。
- ・人身被害の発生を防止するため他に手段がないと判断される場合は、住民の安全を十分に確保した上で、関係機関が連携して追い払いまたは捕獲を実施する。

5 関係機関および連絡・連携体制

市街地徘徊鳥獣に対応する関係機関および連絡・連携体制は下記を基本とし、他にも連携が必要な部署や関係団体があれば、事前調整の上、体制に組み込んでおくなど、市町村ごとに実情に応じた体制構築に努めるものとする。

(1) 関係機関

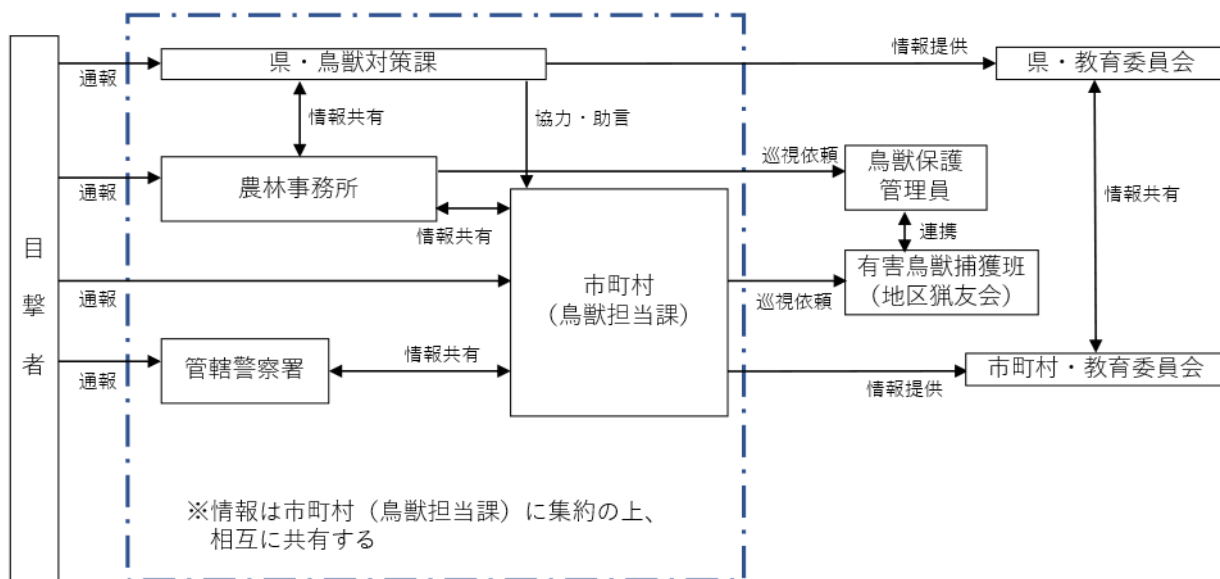
- ・市町村（鳥獣担当課、危機管理担当課等）
- ・市町村教育委員会
- ・警察署
- ・地区猟友会
- ・鳥獣保護管理員
- ・徳島県徳島農林事務所、徳島県阿南農林事務所、徳島県美馬農林事務所（以下、「農林事務所」という）
 - ※徳島県徳島農林事務所は、徳島県吉野川農林事務所所轄を含むものとする。
 - ※徳島県阿南農林事務所は、徳島県美波農林事務所所轄を含むものとする。
 - ※徳島県美馬農林事務所は、徳島県三好農林事務所所轄を含むものとする。
- ・県教育委員会
- ・県鳥獣対策課

(2) 連絡・連携体制

○通常時の関係機関の連絡体制

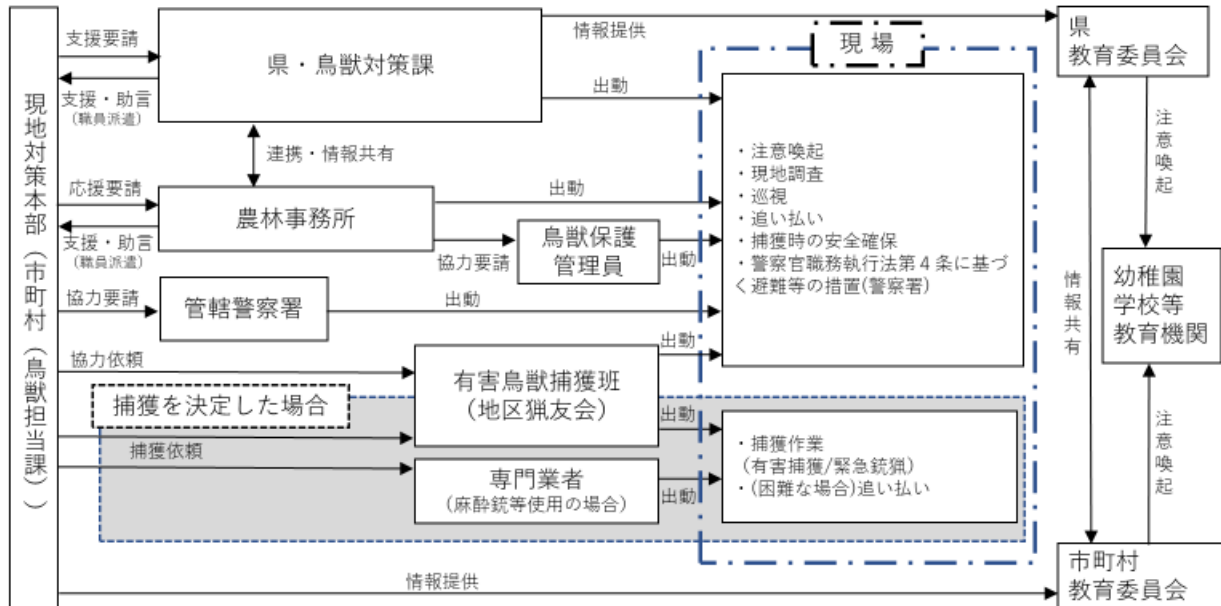
※県民から目撃の通報があった際、日時、場所、鳥獣の種類など、附属資料の受付票にある情報を聴き取り、FAXやメール等により関係機関で共有するものとする。

関係機関の連絡体制



◎現地对策本部設置時の連携体制

現地对策本部設置時の連携体制



6 対応レベルの設定

市街地徘徊鳥獣の出没状況に応じた関係機関ごとの役割分担を整理するため、対応レベルを設定する。

対応レベルは以下を基本として、市街地徘徊鳥獣が出没した市町村において決定するものとし、県鳥獣対策課は、市町村に対し必要な助言・支援を行うものとする。

なお、状況は刻々と変化するので、対応レベルは臨機応変に変更するものとする。

■対応レベルⅠ（通常注意レベル）

- ・対象鳥獣の市街地等への出没情報が、単発的または散発的である場合

■対応レベルⅡ（警戒監視レベル）

- ・対象鳥獣の市街地等への出没情報が、連日または頻繁である場合
- ・軽度な人身事故が発生した場合

■対応レベルⅢ（緊急対策レベル）

- ・対象鳥獣が市街地等に出没し、そのまま滞在した場合や、人家、施設等に侵入した場合
- ・重度な人身事故が発生した場合や、人身事故が多発した場合
- ・人身被害が発生し、その後も対象鳥獣の目撃情報が途絶えない場合

7 各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担

関係機関は「4 基本的な対応方針」を踏まえ、それぞれの対応レベルにおける役割を指針として、状況に応じた役割を適切に果たせるよう、体制整備に努めるものとする。

なお、この事項は表に整理して、附属資料に添付している。

■対応レベル I（通常注意レベル）

(1) 市町村（鳥獣担当課、危機管理担当課等）

- ・ 随時、窓口として出没情報を収集し、ホームページ等により情報提供を行う。

(2) 市町村教育委員会

- ・ 小学校、中学校等、教育機関に対し、日頃から市街地徘徊鳥獣に出会った場合の対応についての普及啓発を行うよう指導する。

(3) 警察署

- ・ 住民から市街地徘徊鳥獣の出没の通報を受けた場合、市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・ 必要に応じて現地確認を行い、安心メール等による注意喚起を図る。

(4) 地区猟友会

- ・ 市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・ 市町村の要請により、痕跡や侵入経路等の調査を行う。

(5) 鳥獣保護管理員

- ・ 市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、県や市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・ 市町村から県をとおして要請があれば、痕跡や侵入経路等の調査を行う。

(6) 農林事務所

- ・ 市町村から出没情報があったときは、県鳥獣対策課に報告する。
- ・ 市町村からの依頼を受けて、鳥獣保護管理員への情報提供や巡回依頼を行う。
- ・ 必要に応じて現地に赴き、状況の把握に努める。

(7) 県教育委員会

- ・ 必要に応じて、市町村教育委員会及び県立学校との情報共有を図る。

(8) 県鳥獣対策課

- ・ 必要に応じて、市町村に対し対策についての助言を行う。

■対応レベルⅡ（警戒監視レベル）

（１）市町村（鳥獣担当課、危機管理担当課等）

- ・対応を総括し、対応の内容を決定する。
- ・関係機関や住民からの情報を取りまとめて管理・分析し、ホームページや防災行政無線、広報車等による広報を手配する。
- ・出没状況に応じて現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。
- ・痕跡や侵入経路等を調査の上、関係機関と情報を共有し、今後の対策を検討する。
- ・必要に応じて、庁内及び関係機関に対応依頼を行う。

（２）市町村教育委員会

- ・小学校、中学校等、教育機関への情報提供を行うとともに、市街地徘徊鳥獣に出会った場合の対応についての注意喚起を行うよう指示する。
- ・必要に応じて、教員や保護者による見守りを行うなどの安全確保を指示する。

（３）警察署

- ・住民から市街地徘徊鳥獣の出没の通報を受けた場合、市町村（鳥獣担当課）に速やかに連絡する。
- ・現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。
- ・安心メール等により注意喚起を図る。

（４）地区猟友会

- ・市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・市町村の要請により、痕跡や侵入経路等の調査を行う。

（５）鳥獣保護管理員

- ・市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、県や市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・市町村から県をとおして要請があれば、痕跡や侵入経路等の調査を行う。

（６）農林事務所

- ・市町村から出没情報があったときは、県鳥獣対策課に報告する。
- ・市町村からの依頼を受けて、鳥獣保護管理員への情報提供や巡回依頼を行う。
- ・必要に応じて現地に赴き、状況の把握に努める。
- ・市町村から要請があった場合は、巡回パトロールに協力する。

（７）県教育委員会

- ・市町村教育委員会及び県立学校への情報提供を行い、必要に応じて安全確保を指示する。

（８）県鳥獣対策課

- ・必要に応じて、市町村に対し対策についての助言を行う。

■対応レベルⅢ（緊急対策レベル）

（１）市町村（鳥獣担当課、危機管理担当課等）

- ・「現地対策本部」を設置して対策を指揮し、関係機関と連携して警戒に当たる。
- ・関係機関や住民からの情報を取りまとめて管理・分析し、ホームページや防災行政無線、広報車等による広報を手配する。
- ・現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。
- ・必要に応じて、庁内における対応依頼を行う。
- ・必要に応じて、追い払い又は捕獲を検討し、実施する。
- ・捕獲を実施する場合、必要な法的手続（市町村長権限）を行う。

（２）市町村教育委員会

- ・小学校、中学校等、教育機関への情報提供を行うとともに、市街地徘徊鳥獣に出会った場合の対応についての注意喚起を行うよう指示する。
- ・教員や保護者による見守りを行うなどの安全確保を指示する。

（３）警察署

- ・住民から市街地徘徊鳥獣の出没の通報を受けた場合、市町村（鳥獣担当課）に速やかに連絡する。
- ・現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。
- ・安心メール等により注意喚起を図る。
- ・追い払いや捕獲が実施される場合には、住民の不要な立ち入りの制限や周辺道路の交通規制を行うとともに、警察官職務執行法第４条に基づく避難等の措置に備える。

（４）地区猟友会

- ・市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・市町村の要請により、痕跡や侵入経路等の調査を行う。
- ・追い払い、捕獲を行う場合は、これに従事する。

（５）鳥獣保護管理員

- ・市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、県や市町村（鳥獣担当課等）に速やかに連絡する。
- ・市町村から県をとおして要請があれば、痕跡や侵入経路等の調査を行う。
- ・追い払いを行う場合は、周辺の安全確保に努める。

（６）農林事務所

- ・市町村から出没情報があったときは、県鳥獣対策課に報告する。
- ・市町村からの依頼を受けて、鳥獣保護管理員への情報提供や巡回依頼を行う。
- ・現地に赴き、状況の把握に努める。
- ・市町村から要請があった場合は、巡回パトロールや追い払い、捕獲等に協力する。

（７）県教育委員会

- ・市町村教育委員会及び県立学校への情報提供を行い、安全確保を指示する。

（８）県鳥獣対策課

- ・「現地対策本部」が設置された際には職員（リエゾン、巡回要員等）を派遣し、対応を支援する。

8 追い払い、捕獲を行う場合の留意事項

市街地でのイノシシの追い払いや捕獲は、従事者や周辺住民に重大な危険が及ぶ恐れがあるため、次のような場合にのみ実施を検討するものとする。

- ・ 追い払いや捕獲の実施に必要な装備や、捕獲のための手続きが整っている場合
(装備や準備物については、附属資料参照)
- ・ 従事者や周辺住民の安全が十分に確保できる場合
- ・ 周辺住民への人身被害等の発生の危険が高まっており、これを防止するために追い払いまたは捕獲以外に手段がないと判断される場合

(1) 追い払い

市街地徘徊鳥獣を追い払う場合は、追い払い先の目標地点と追い払いルートを設定した上で追い払いルート上の人払いを行い、それ以外の方向への移動を遮断するように人員を配置するなど、事故防止のための万全の措置を講じるものとする。また、追い払いによる事故が予見される場合は無理に追い払いは行わず、住民の安全を図りつつ市街地徘徊鳥獣が自発的に移動するのを見守るものとする。

また、イノシシを追い払う場合は、配置する人員に防具や盾などの装備品を持たせ、従事者の安全確保にも十分に留意するものとする。

(2) 捕獲

市街地徘徊鳥獣が側溝に転落するなどして身動きが取れない場合や、負傷その他の理由によって動けない、もしくは動かない場合、閉鎖的な環境で逃走の危険性が少ない場合、あるいは市街地徘徊鳥獣が銃器の発砲による危険が少ない場所にいる場合など、十分な安全確保が可能な場合は、捕獲の実施を検討する。

ただし、捕獲作業中であっても決して無理はせず、人や車両が現れたり、市街地徘徊鳥獣が過剰に興奮しているなど、従事者や住民に危険が伴うと判断された場合は、ただちに作業を中止するものとする。

(3) 緊急銃猟（令和7年9月施行）

危険鳥獣とされる、クマ類とイノシシについて、市街地等日常生活圏に出没した際に、鳥獣保護管理法に定める4つの条件（場所、緊急性、方法、安全性の確保）すべてを満たした場合にのみ、市町村長の責任のもと実施が可能となっている。

ただし、緊急銃猟実施までに、平時における事前の準備が必須とされている。

実施に当たっては、緊急銃猟対応マニュアル、および緊急銃猟ガイドラインを確認の上、実施するものとする。

9 市街地徘徊鳥獣の出没や被害を予防するための備え

イノシシやニホンザルが市街地に出没する原因には次の2つがあるとされている。各関係機関は、日頃からそれぞれの原因に対応する、出没予防のための取り組みを図るものとする。

また、県は市街地徘徊鳥獣への対応についての研修等の定期的な開催に努めるものとする。

(1) 突発的な出没

ア 原因や危険性

- ・若齢個体及び発情期の分散行動や、狩猟や有害鳥獣捕獲等の実施により犬等に追われたことで、個体が緑地や河川などの移動ルートから市街地等へ侵入する。
- ・イノシシがパニック状態に陥りやすく、イノシシの行動や特性を十分に認識していない住民と遭遇した場合、人身事故発生の危険性が高い。

イ 予防法

適正管理計画に基づく個体数調整捕獲によってイノシシやニホンザルの生息数を抑えるとともに、有害鳥獣捕獲により市街地周辺に生息する個体の除去を行う。

(2) 人慣れ個体の恒常的な出没

ア 原因や危険性

- ・市街地等において、長期間にわたるゴミ（非意図的）や餌付け（意図的）などにより人為的に引き起こされる。
- ・意図的に餌付けされている個体は、人を見るとエサをくれるものと認識して襲いかかってくる可能性がある。

イ 予防法

イノシシやニホンザルに餌を与えないことや、餌となるものを放置しないことについて、啓発を行う。

- ・生ゴミを放置しない。
- ・農地や家庭菜園では、農作物は収穫時期に達したら早めに収穫する。
- ・農地や家庭菜園での収穫残渣を放置せず、適切に処分する。
- ・収穫済みの作物は、イノシシやサルの手が届かない場所で管理する。
- ・お墓のお供え物は持ち帰る。
- ・庭などにあるカキやクリなどの実のなる木のうち、収穫しないものを除去する。
- ・市街地の周辺の雑草、藪などは、見通しをよくするために刈り取りを行う

【附属資料】

◇市街地徘徊鳥獣通報受付票

(参考様式)

市街地徘徊鳥獣通報受付票

通報者の情報			
通報日時	令和 年 月 日 時 分		
通報者	氏名		
	住所		
	電話番号		
目撃された鳥獣の情報			
目撃日時	令和 年 月 日 時 分		
目撃場所			
鳥獣の種類		頭数	
目撃後の状況	<input type="checkbox"/> 逃走(方向は: _____) <input type="checkbox"/> 居座っている		
被害等の状況	<input type="checkbox"/> 施設や住宅地への侵入 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 人身被害 (具体的に: _____)		
	<input type="checkbox"/> 出沒のみ		
<その他特記事項, 目撃場所の概略図など>			
対応者の情報			
対応者	所属		
	職・氏名		
	電話番号		

◇各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担表（2-1）

各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担		
関係機関	対応レベル	
市町村 (鳥獣担当課、 危機管理担当課等)	対応レベルⅠ ・随時、窓口として出没情報を収集し、ホームページ等により情報提供を行う。	対応レベルⅡ ・対応を総括し、対応の内容を決定する。 ・関係機関や住民からの情報を取りまとめ管理・分析し、ホームページや防災行政無線、広報車等による広報を手配する。 ・痕跡や侵入経路等を調査の上、関係機関と情報を共有し、今後の対策を検討する。 ・必要に応じて、市内及び関係機関に対応依頼を行う。
	対応レベルⅢ ・「現地対策本部」を設置して対策を指揮し、関係機関と連携して警戒に当たる。	同左 ・現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。 ・必要に応じて、市内における対応依頼を行う。 ・必要に応じて、追い払い又は捕獲を検討し、実施する。 ・捕獲を実施する場合、必要な法的手続(市町村長権限)を行う。
市町村教育委員会	・小学校、中学校等、教育機関に対し、日頃から市街地徘徊鳥獣に出会った場合の対応についての普及啓発を行うよう指導する。 ・必要に応じて、教員や保護者による見守りを行うなどの安全確保を指示する。	同左 ・小学校、中学校等、教育機関への情報提供を行うとともに、市街地徘徊鳥獣に出会った場合の対応についての注意喚起を行うよう指示する。 ・必要に応じて、教員や保護者による見守りを行うなどの安全確保を指示する。
警察署	・住民から市街地徘徊鳥獣の出没の通報を受けた場合、市町村(鳥獣担当課等)に速やかに連絡する。 ・必要に応じて現地確認を行い、安心メール等による注意喚起を図る。	同左 ・現地確認及び巡回パトロール等を行い、住民の安全確保に努める。 ・安心メール等により注意喚起を図る。
		・追い払いや捕獲が実施される場合には、住民の不要な立ち入りの制限や周辺道路の交通規制を行うとともに、警察官職務執行法第4条に基づき避難等の措置に備える。

◇各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担表（2-2）

市街地徘徊鳥獣対応ガイドライン

関係機関	各対応レベルにおける関係機関ごとの役割分担		
	対応レベルⅠ	対応レベルⅡ	対応レベルⅢ
地区猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、市町村(鳥獣担当課等)に速やかに連絡する。 市町村の要請により、痕跡や侵入経路等の調査を行う。 	同左	同左
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> 市街地徘徊鳥獣の出没を把握した場合、県や市町村(鳥獣担当課等)に速やかに連絡する。 市町村から県をおして要請があれば、痕跡や侵入経路等の調査を行う。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 追い払い、捕獲を行う場合は、これに従事する。
農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から出没情報があったときは、県鳥獣対策課に報告する。 市町村からの依頼を受けて、鳥獣保護管理員への情報提供や巡回依頼を行う。 必要に応じて現地に赴き、状況の把握に努める。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 追い払いを行う場合は、周辺の安全確保に努める。
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市町村の教育委員会及び県立学校との情報共有を図る。 	同左	同左
県鳥獣対策課	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、市町村に対し対策についての助言を行う。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 「現地対策本部」が設置された際には職員(リエゾン、巡回要員等)を派遣し、対応を支援する。

イノシシが平野部の市街地や住宅地などに出没しています！

徳島県内において、イノシシが出没する事例が増えてきており、イノシシの目撃・被害情報が寄せられています。

本来、イノシシは臆病な動物で、人を襲うことは滅多にありませんが、次のような場合はまれに襲ってくる場合があります。



- ◆イノシシがケガをしている
- ◆イノシシが犬に追われている
- ◆発情期（晩秋から冬）などで興奮状態にある
- ◆至近距離で突然出くわす



もし、イノシシに出会った場合は、以下の点に注意して行動して下さい。

- ① 本来イノシシは臆病な動物なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。**見かけても、決して刺激を与えず、興奮させないことが大切です。**
- ② イノシシと出会ってしまったときは、**背中を見せずにゆっくりと後退し、静かに速やかにその場所を立ち去りましょう。**
- ③ イノシシが**たてがみを逆立てたり、「シュー」「カッカカッ」「クチャクチャクチャ」などの威嚇音を発している場合は、特に注意が必要**です。
- ④ 至近距離で出会った場合に犬を連れていると、**イノシシは犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性**があります。イノシシが近づいてきたらリードを手放して避難してください。
- ⑤ イノシシの子供（うり坊）を見かけても、**かわいいからと近づいたり追いかけたりしない**ようにしましょう。近くに母親のイノシシがいる可能性が高く、子供を守るため、攻撃してくる場合があります。

イノシシを近づけないためには

絶対に、エサを与えないでください。また、エサとなる野菜くずや残飯などの生ごみなどを屋外に放置しないでください。

イノシシによる被害を受けないために、皆様のご協力をお願いします。

市街地や住宅地でイノシシを目撃したら、
最寄りの市町村若しくは県へ連絡をお願いします。

サルの出没にご注意ください！

—最近、徳島県内の市街地など人家の近くでニホンザルの出没が確認されています！—

サルはどんないきもの？



サルを見かけたら・・・

- ✓ 被害の内容は
- ✓ どこで見かけたか？
- ✓ いつ見かけたか？
- ✓ 何頭くらい見かけたか？
- ✓ サルの特徴は？

などの情報を

最寄りの市町村若しくは県へ連絡をお願いします。

サルに遭遇したら？

- **不用意にサルに近づかない**でください。
不用意に近づくと襲われることがあります。特に幼児は危険です。
- 絶対に**エサを与えない**でください。エサを見せないでください。
人がエサをくれることを覚えるとサルがそこに居ついたり、人家に侵入するなど地域全体に被害を引き起こす原因となります。
- 大声をあげたり、棒を振り回したりサルを**興奮させる行動はNG!**
サルの防衛本能を刺激し、大変危険です。
- 追い払いの道具を持っている場合や、石などの追い払いの道具として利用出来そうなものが近くにある場合は、それらを使って**追い払い**ましょう。ただし、**追い払いは、決して一人ではやらない**でください。
- 威嚇された場合は、**目をそらして後ずさり**し、その場を離れてください。
目を合わせるとサルが威嚇されたと思い、襲われる場合があります。
- 威嚇されても**走って逃げたりしない**でください。

◇出没対応の際の準備物リスト

<巡回、見守り時>

- 巡回区域の図面（出没情報を記録する）

<追い払い実施時>

- 防護盾・ヘルメット・手袋
- 簡易無線機（ハンズフリーのものが望ましい）
- コンパネ・遮蔽シートなど（裏の景色が透けて見えないもの）

<捕獲実施時>

- 猟具（網、箱わな、銃器（麻酔銃、装薬銃）など）
- 防護盾・ヘルメット・手袋
- 簡易無線機（ハンズフリーのものが望ましい）
- コンパネ・遮蔽シートなど（裏の景色が透けて見えないもの）
- 保定具（捕獲ネット、さすまた、たも網、鼻くくり、足錠、ランチャーネット（サル）など）
- 保定用ロープ（伸縮性が低く強度のあるもの）
- はしご・脚立など（水路内に閉じ込めた動物を捕獲する際に使用）
- 止めさし用具
- ブルーシート・搬送用BOX（止めさし後の死体を運ぶ際に使用）

◇捕獲を実施する際に必要な手続き

- 緊急銃猟を行うにあたっては、対応マニュアル等ガイドラインにて記載の平時における事前の準備を行っておくこと。（緊急銃猟ガイドライン P10～P28「事前準備編」参照）
- 捕獲を実施する場合は、市町村による有害鳥獣捕獲許可が必要（緊急銃猟は、許可申請は不要）。
- 通報の内容や現場の状況から、市町村鳥獣被害対策実施隊、駆除班等への出動依頼が必要と判断される場合は、速やかに市町村から依頼を行う。
- 捕獲の方法は、捕獲檻、銃器、網（イノシシは幼獣等を確実に捕獲できる場合に限る）などによる。
※住宅集合地域等での銃猟は禁止されている。（鳥獣保護管理法第 38 条）
※警察官職務執行法第 4 条に基づき、安全等確保の措置として警察官がハンターに猟銃を使用して捕獲するよう命じることは可能とされている（平成 24 年 4 月 12 日警察庁生活安全局保安課長通知）が、事前に警察との間で十分な意思統一が必要。

市街地徘徊鳥獣対応ガイドライン

令和5年4月

令和7年11月改訂

令和8年4月改訂

事務局：徳島県農林水産部鳥獣対策課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1
TEL：088-621-2687 FAX：088-621-2781
e-mail：choujuutaisakuka
@pref.tokushima.lg.jp